

令和4年度

第1回大洗町地域公共交通会議

資料

報告第1号

令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について

令和3年度事業報告

1. 会議等の開催

(1) 第1回大洗町地域公共交通会議

日時：令和3年12月14日（火） 午後2時

場所：トヨペット スマイルホール 大洗 大会議室

内容：役員を選出について

大洗町地域公共交通会議規約（案）について

大洗町地域公共交通会議事務局規程（案）について

大洗町地域公共交通会議財務規程（案）について

令和3年度事業計画（案）、予算（案）について

大洗町における公共交通の現状について

(2) 第2回大洗町地域公共交通会議

日時：令和4年3月25日（金） 午後2時

場所：トヨペット スマイルホール 大洗 大会議室

内容：大洗町における公共交通の問題点について

大洗町地域公共交通計画（仮）の骨子と今後のスケジュールについて

令和3年度歳入歳出決算

【収入の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	収入済額	比較増減	備 考
負担金	260,000	260,000	0	町からの負担金
補助金	0	0	0	
繰越金	0	0	0	
雑 入	0	0	0	
計	260,000	260,000	0	

①

【支出の部】

(単位：円)

科 目	予 算 額	支出済額	差引残高	備 考
会議費	176,100	84,000	92,100	委員報酬
事務費	33,900	6,820	27,080	振込手数料 印鑑購入 等
事業費	0	0	0	
予備費	50,000	0	50,000	
計	260,000	90,820	169,180	

②

収入額 ① 260,000 円
 支出額 ② 90,820 円
 差引残高 ①-② 169,180 円 (令和4年度へ繰越)

令和3年度収支決算監査報告書

令和3年度収支決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和4年6月1日

監事 飯田 英樹 

令和 3 年度収支決算監査報告書

令和 3 年度収支決算について、関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき会計監査を実施したところ、いずれも決算書のとおり相違ないことを認めます。

令和 4 年 6 月 2 日

監事 山 夕 章 弘 

議案第1号

令和4年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

令和4年度事業計画（案）

1. 活動方針

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づき、大洗町地域公共交通計画策定に必要な調査検討・協議を行う。

なお、令和4年度は地域公共交通確保維持改善事業補助金（国土交通省）を活用し、調査検討業務委託を実施する。

2. 調査検討事業業務内容

- (1) 大洗町の現状データの整理および分析
- (2) 上位・関連計画等と本調査の位置づけの再整理
- (3) 地域公共交通の現状分析
- (4) 関係者ヒアリング
- (5) 大洗町における公共交通に関する現況検証
- (6) 地域公共交通を取り巻く課題の整理
- (7) 目指す将来像，基本方針，目標等の設定

3. 大洗町地域公共交通会議の開催

大洗町地域公共交通計画策定に必要な事項の協議及び地域公共交通関連情報を共有する。

4. その他

本会議の目的達成に必要な事業を実施する。

令和4年度収支予算書（案）

【収入の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	備 考
負担金	2,460,000	260,000	2,200,000	町負担金
補助金	984,000	0	984,000	国土交通省補助金
繰越金	169,180	0	169,180	
雑 入	820	0	820	預金利息
計	3,614,000	260,000	3,354,000	

【支出の部】

（単位：円）

科 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)	備 考
会議費	176,100	176,100	0	委員報酬
事務費	33,900	33,900	0	振込手数料 等
事業費	3,354,000	0	3,354,000	地域公共交通計画策定に関する委託料
予備費	50,000	50,000	0	
計	3,614,000	260,000	3,354,000	

(参考)

大洗町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 大洗町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 計画の実施に関する事項
- (5) 計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大洗町副町長
 - (2) 町民又は利用者の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者
 - (6) 鉄道事業者
 - (7) 一般社団法人茨城県バス協会
 - (8) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会
 - (9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (10) 茨城県政策企画部交通局交通政策課長又はその指名する者
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 町長の指名する町職員
 - (13) 道路管理者又はその指名する者
 - (14) 茨城県警察水戸警察署長又はその指名する者
 - (15) その他の交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長及び監事)

第4条 交通会議に、会長1名、副会長1名、監事2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、交通会議の会計及び業務の執行状況を監査する。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(書面による決議)

第6条 会長は、会議が次のいずれかに該当するときは、書面により委員の可決を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の決議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第7条 委員は、会議で決定した事項については、その決定を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は大洗町まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月16日から施行する。

(参考)

大洗町地域公共交通会議構成

区分		団体名	役職	備考
1	大洗町副町長	大洗町	副町長	会長
2	町民又は利用者の代表	大洗町議会	議長	監事
		大洗町商工会	会長	監事
		(一社)大洗観光協会	会長	
		大洗町社会福祉協議会	会長	
3	学識経験者	茨城大学	教授	副会長
4	一般乗合旅客自動車運送事業者	茨城交通(株)	執行役員 運輸部長	
5	一般乗用旅客自動車運送事業者	(株)ひまわり交通	代表取締役社長	
		(株)グリーン交通なか常陽	代表取締役社長	
6	鉄道事業者	鹿島臨海鉄道(株)	代表取締役副社長	
7	一般社団法人茨城県バス協会	(一社)茨城県バス協会	専務理事	
8	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	
9	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者	国土交通省 関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官 (企画調整)	
			首席運輸企画専門官 (輸送)	
10	茨城県政策企画部交通局交通政策課長又はその指名する者	茨城県交通政策課	課長	
11	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	茨城交通労働組合	執行委員長	
12	町長の指名する町職員	大洗町福祉課	課長	
		大洗町生活環境課	課長	
		大洗町都市建設課	課長	
		大洗町商工観光課	課長	
		大洗町学校教育課	次長兼課長	
13	道路管理者又はその指名する者	茨城県水戸土木事務所 道路整備第一課	課長	
14	茨城県警察水戸警察署長又はその指名する者	茨城県警察水戸警察署	交通官	
15	その他の交通会議が必要と認める者	商船三井フェリー(株)	大洗支店長	